特集:在日コリアンの過去・現在・未来

# 在日コリアンとシティズンシップ

――権利と国籍を中心に

佐々木でる青森大学准教授

# キーワード:在日コリアン、シティズンシップ、日本社会に埋め込まれた在日社会

近年の多文化共生,多文化主義の議論は対象の新しさに目を奪われ,在日コリアン研究の振り返り,接合の作業を怠ってきた。そもそも在日コリアン研究は社会問題に積極的に関与し、民族差別と対抗しつつ膨大な研究蓄積を重ねてきた。その中で在日コリアンが示してきたものは、日常生活における共生意識であり、日本社会の単一民族中心的な認識構造への問い直しであった。在日コリアンの市民的権利、社会的権利は戦後の社会運動によって成立し、現在は政治的権利もしくは国籍そのものへ制度的問いかけがはじまっている。このような流れは、日本が実質的には移民社会として成立していることを再確認させる契機となっている。

近年へイトスピーチをはじめとし、日本社会の右傾化、保守化が叫ばれている。このことは逆に これまで進めてきた多文化共生や多文化主義がどこまで日本社会に根付いたかを測る上でよい契機 となっている。そして在日コリアン研究を見直すことで、様々な問題に対するこれまでの対応を学 び直すことになり、そこからよりよい解決策を創る契機となるだろう。

# 1 はじめに

博士論文を日本国籍取得、すなわち「帰化」問題をテーマにしようと思った時から私の在日コリアン研究はスタートしている。それと同時に幾つか覚悟したこともある。第一に在日コリアン研究は膨大な蓄積があり、長い時間をかけてそれらと向き合わなければならないこと。そして第二に当事者のいる世界においては、学問上とは違う運動、闘いが行われており、その世界にある程度は踏み込まなくてはならない。そのため何かの拍子に、言論上でも実生活でも罵倒されることがくるかもしれない。単純に言ってしまえば在日研究というのは当事者もしくは、当事者と歩んでこなかった者にとってみると、とっつきにくく、怖い業界なのだと感じていた。その後この業界とかかわってきたが、まだまだ勉強不足な点が多く、膨大な資料と格闘せざるを得ない日々であるが、第二の覚悟はいい意味で裏切られたものとなった。むしろ研究上でも私生活でも多くの仲間が増えたといった方がよいであろう。そしてその仲間たちの多くは外国人/移民問題、民族問題、差別問題に

直面し、社会状況をいかに改善していくかを真剣に考えている人々だと感じている。しかし同時に そういった在日コリアン研究もしくは「生活」と、多文化共生や多文化主義を軸とした昨今の外国 人政策や実践が乖離しているように感じているのは私だけではないだろう。

日本の外国籍者数は 2,049,123 人であり、そのうち特別永住者は 373,689 人である。人口規模か らいえば中国人が647,230人で日本最大のエスニック集団であり、次に韓国・朝鮮籍、フィリピン 人、日系ブラジル人と続く(2013年6月1日現在)。2000年代に多文化共生、多文化主義という点で注 目を集めているのは、(すでにオールドになってしまった人も多くいるが) いわゆるニューカマーと呼ば れる 90 年以降に来日した外国籍者であり、平和条約締結以前から継続して日本に居住する人々と その子孫、すなわちオールドカマーはその対象外である。次々と来日する人々そして、新しく形成 されるエスニックグループは恰好の研究対象となり、注目を集める。もちろん現代的な諸課題に対 応する必要性から、新しい対象にいち早く迫ることは重要であるし、また対象が新しくとも普遍的 な議論をしっかりと行っている研究は多く存在する。しかし同時にこれまでの在日コリアン研究、 もしくは多くの人々の経験や想いは昨今の研究に反映されているかと問うと必ずしも十分とはいえ ない。むしろ分断されているといっても過言ではないだろう。例えば多文化共生、多文化主義を軸 とした「外国人政策」を語る時に、在日コリアンの一部は「外国籍者」という意味でその「対象/ ゲスト」であると同時に、新しい外国籍者を迎える「主体/ホスト」となっている。もちろん在日 コリアンを中心とするオールドカマーと、ニューカマーを同列にあつかうことはできないだろう。 そもそも来日経緯が違うし、また世代も片や4世、5世に入っているのに対し、ニューカマーは2 世もしくは3世であろう。しかしそれでも、これまでの在日コリアンが歩んできた道のりを再度確 認すること、もしくは学び直すことはニューカマーの議論に決してマイナスにはならないだろう。 「ニュー」といえどすでに20年以上日本に居住している人、永住権を取得している人も多い。彼ら を含めた移民社会のスケッチを国家レベルで行う必要があるのは多くの人が指摘していることであ

これらのことを念頭においた上で、本稿では在日コリアンの権利保障および国籍に関する議論をシティズンシップの視点から捉え直し、包括的な外国人/移民政策の議論が成立する土台を提供することを目的としている。近年のシティズンシップの議論は権利にとどまらず、国家の成員資格 = 国籍付与の問題に射程が広がっている。また権利と国籍の関係を中心としてアイデンティティの問題を考慮した上で、国民国家の枠組みを内部から変容させていく、「リベラルなシティズンシップ」の議論も登場している(Joppke, 2013)。滞在が長期化する外国人/移民を包括的にあつかえ、かつ国家の枠組みを問い直すという意味でシティズンシップの議論は有効だと考えられる。そこでまずは日本におけるシティズンシップの議論を、その「権利」と「地位 = 国籍」の側面から確認し<sup>11</sup>、在日コリアンの現状をそれに照らしてみていく。最終的にはそこから見える、現代の多文化共生、多文化主義の議論、もしくは外国人/移民政策に必要な視点をまとめていく。

# 2 シティズンシップという視点

#### (1) シティズンシップの「権利」および「国籍」の側面

シティズンシップの議論は日本でもすでに多くの論者が、外国人/移民問題に当てはめて議論している。まずシティズンシップの権利の側面であるが、日本において比較的早くから権利としてのシティズンシップの議論に注目していた研究として伊藤るり(1991)の〈新しい市民権〉論が指摘できる。伊藤はフランスを事例に移民の政治的、社会・経済的権利が諸個人の契約によって成り立つ視点を重視した「国籍から自由な市民権の構想」を提示した。これはニューカマーを迎える日本社会にとって、将来を先取りする議論であった。その後日本のシティズンシップ論は T. Hammarのデニズンシップ論に強く影響されることになる。すなわち国民と外国籍者の間に永住市民(デニズン)を設定し、彼らの政治的権利をいかに保障するかという議論である。

日本では特に李光一(1995)がデニズンシップ論とエスニシティ論を接合し、問題の中心は権利 付与の拡張ではなく、「エスニックな差異」を承認しない社会自体であるとした。ニューカマーの 問題を入国当初から扱っていた駒井は同じく Hammar の議論をふまえた上で「段階的市民権」論 を提示し、非正規労働者も含めた包括的な権利保障を論じた。日本への定住の程度に応じて段階的 に権利を付与するという説である。駒井によれば、一番基礎に置かれるものが生存権でありその上 に社会権、自由権一般、さらに高次の段階に参政権が置かれる(駒井、1999:236-242)。李、駒井の 議論ともニューカマーだけでなく、在日コリアンを分析対象として含むものである。またほぼ同時 に Hammar の議論を中心に据え、国際的な比較法社会学的分析を行ったのが近藤敦である。近藤 は永住権を獲得した在日外国人の権利を尊重し、日本の文脈にあわせた「永丘市民権 |論を展開した。 特に「永住者」へ参政権を与えることを中心に展開し、在日コリアンのみならず外国籍者永住者一 般の権利としての参政権を射程に入れた。その他小井土(2003)は Hammar のデニズンモデルを さらに深め、物理的に入国しているが非合法の立場でいる移民の権利に関する議論に射程を広げた。 小井土の議論は Hammar の議論を再構成し、「移民政策の重層的境界構造」を示したものである。 そこでの特徴は Hammar がゲートと呼んだものを、「より幅広い制度的で選択的な閉鎖・解放計 画をもつ境界 | と読み替えて、「重層的な境界過程 | として移民政策を捉え直したことにある。小 井土は4つの境界(1)入国管理と非合法移民の取り締まりの諸政策,(2)一時的な合法移民の滞 在に関する諸政策、(3) 合法的永住移民政策、(4) 帰化条件や重国籍の容認などの国籍政策を設定し、 各国の移民政策を包括的に比較するモデルを提示した。このモデルの有効性は「権利」だけでなく、 国家の成員資格、すなわち「国籍」に関する議論も射程に含んでいる点といえるだろう。これらの 研究蓄積によって、日本にシティズンシップの議論はニューカマー、オールドカマーの権利問題を 同時に議論する理論的土台を得ている。

次にシティズンシップの国籍の側面であるが、日本におけるシティズンシップの議論ではもっぱら権利の側面が扱われてきたため議論が不足していた。この背景にはもともと福祉国家と市民権の議論が先行して行われていた背景もあるだろう<sup>2</sup>。シティズンシップの国籍の側面に関しては、W.

R. Brubaker の議論が日本の研究に最初に影響を与えたと考えられる。Brubaker の議論は生得的なシティズンシップ(=国籍)取得の方式が国の「文化的イデオム cultural idiom」によって左右されている点を指摘している。つまりは国籍の付与方式がエスニックもしくはシビックを中心としたネーションの創造に左右されているというものである。これに対し単純な二分法に対する批判、さらには近年の国籍付与方式が必ずしもその二つのネーションビルディングの背景にあっていないとの批判もある。しかし歴史社会学的な理念型としてはいまだ有効な部分が多い。特にエスノ文化的な志向性が強い日本社会においては比較的用いやすい議論といえるだろう。

日本の文脈に沿った外国人/移民の国籍論は実は歴史が浅い。研究対象となるのは主に在日コリアンであり、彼らの後天的な国籍取得(=帰化)に関して1990年後半から議論が開始された。2000年代に研究が進んだが(浅川2003、佐々木2006a、李洙任2007など)、日本の制度が外国籍者を将来的な移民としてではなく一時滞在の「外国人」として扱っているため、なかなか国籍取得のリベラルな議論は成立しにくい。ちなみに国籍の議論は欧米では出生による国籍取得方式、すなわち生地主義と血統主義の見直しの議論、さらには重国籍容認の議論、帰化方式の改正の議論などに向かっている。先にも指摘した Hammar の議論では、移民の政治的権付与を中心に考える「参政権モデル」の議論と、政治的権利を付与しないかわりに国民編入を考える「帰化モデル」の議論があることが指摘されている。日本ではどちらの議論も進んでいないのが現状である。

世界規模での国際人口移動と並行して、ポストナショナルなシティズンシップのあり方が議論されていることも忘れてはならないだろう。例えば、Y. Soysal (1994) や D. Heater (1999) の超国家的な市民権の議論は文脈によっては現実味を帯びてくる。しかしながら日本の文脈にはあまりなじんでいない。一時期「東アジア共同体」といった言葉も聞かれたが、昨今の領土問題をめぐる周辺国との緊張関係の中で議論が表面にあがってこない。むしろ国内の人種主義に対する対策が急務となっており、国内の権利をもう一度振り返る必要が生じている。

#### (2) 在日コリアンとシティズンシップ

シティズンシップの視点を考える場合、通常は T. H. Marshall の市民権の議論からスタートするだろう。すなわち一般市民=国民の権利は「市民的権利(身体の自由、言論・思想の自由、信教の自由、契約の自由)」「政治的権利(参政権など)」「社会的権利(実質所得への普遍的な権利)」が順次拡張されてきたという議論である<sup>13</sup>。これに対して移民の権利は、「市民的権利」「社会的権利」「政治的権利」の順に保障されていくのが常である。戦後日本の「外国人政策(=在日コリアンの処遇政策)」を振り返ると、諸外国の移民の権利と同様に「市民的権利」「社会的権利」が段階的に保障されてきたといえる。そして1991年の「特別永住者」という在留資格の付与により、社会的権利の保障がほぼ完成されたと言われている。もと法務省入管局長の坂中(1999)は在日コリアンへ「特別永住者」の資格を付与したことによって、「法的地位問題は全面解決」したと指摘する。ただし「社会的差別」や権利からもれた事例は多くあるにも関わらず、「在日コリアン」の権利保障は完成したとされてしまうことに問題がある。おそらく政策を運用する入国管理の視点であるが、オールドカマー、ニューカマーを分断して考えてしまう言説としてとらえることができる。

46 Migration Policy Review 2014 Vol. 6 移民政策研究 第6号 47

もちろん在日コリアンは一般の外国籍者と比べ、社会統合がすすんでいるのは間違いないだろう。にもかかわらず、(一般的には架空で創られた)エスニックな差異が壁となって「日本社会」の構成員として認識されないことも事実である。特に日本社会は血統主義をとっており、国民の再生産を血の原理で保障するシステムである。1985年以降、国際結婚を通じて生まれた子供の国籍に関しては自動的に日本国籍が付与されることになっているが、あくまで適用の範囲を広げただけであり、国際結婚の増大を前にしても根本的なネーション観の見直しは行われていない。

特に2000年代の経済不況,東日本大震災を通じて,日本経済を回復するという議論が中心になっている。もちろんそのこと自体は悪くないが,グローバル化の進行と対をなすように内部に対しよりナショナルな一体化を求める議論が強くなっている。例えば選挙における公約を見ても、「外国人の地方選挙権付与」より「外国人の権利制限」の傾向が強くなっており、在日コリアン社会からすればヘイトスピーチの台頭も含め、逆風が吹いているといえる。在日コリアンの場合、地方選挙権も国籍取得権(簡易帰化)もどちらも認められず、差別発言が増えていくようでは、植民地期に向けて時代が逆行しているように感じられる。

シティズンシップのアイデンティティの側面に関して若干指摘しておくと、在日コリアン内部の多様性 diversity は確実に進んでいる。本稿では主に「在日コリアン」という用語を使用しているが、現実的な個人を「在日コリアン」としてカテゴリー化することは難しい。認識論的な立場に立てば、自己認識は「日本人」「韓国人」「朝鮮人」「在日朝鮮人」「コリア系日本人」「在日朝鮮人系日本人」など様々な呼称があるし、また例えば同じように「在日朝鮮人」と使用していても、個人のライフストーリーを聞き取れば意味付けがそれぞれ違うことにすぐ気づく。極端な例ではあるが、在特会の活動に参加しているコリア系の血筋をもつ日本人もいる(安田、2012: 140)。いまや在日コリアン社会は日本社会に埋め込まれており、日本社会と同じように多様化していることがよくわかる。

# 3 在日コリアンと権利保障のあゆみ

# (1) 市民的権利 ~非合法もしくは一時滞在の移民の地位~

戦後在日コリアンの市民的権利はほぼ保障されていない状態から出発したといえるだろう。もちろん戦後の混乱期において一般「日本人」の権利がどれほど保障されていたのか、またその意識があったのかどうかは検証する必要があるだろう。しかし「日本人」と明確に違う点は、1947年の外国人登録令および 1952年の外国人登録法の施行によって、その法的地位が著しく不安定になったことである。すなわち 1947年の登録令によってもともと日本帝国臣民であった在日朝鮮人は「当分の間外国人」 4となり、1952年時点で「日本国籍を喪失し(もしくは剥奪され)」外国人となる。それに先立つ 1945年には参政権が停止されている。おおよそ無権利状態から出発しているといえるだろう。

では当時の外国人としての「市民的権利」とはなにか。果たしてマーシャル的な意味での「身体の自由、言論・思想の自由、信教の自由、契約の自由」は存在したのか。例えば東西冷戦のあおりで民族教育が禁止され、反対運動がおこった1948年の阪神教育闘争では、教育の自由が争点になっ

た。そもそも朝鮮人として生きるための母語、母国語を学校で教えることが中止になるのは、教育 の自由への侵害であったといえる。その後、民族学校は各種学校として独立するが、近年では高校 無償化から除外されるなど、特殊な扱いは続いている。

また現在は完全に撤廃されたが、指紋押捺制度では180度回転させて押す回転押捺方式があり、「屈辱的だった」「犯罪者扱いされた」という指摘は多い。外国人登録証の常時携帯義務も含め、まずは「管理」が強化されたことがわかる。日本政府は在日コリアンを同化政策も排除政策も進めず、ただいずれは帰る「厄介な存在」(福岡、1993)として扱っていた。戦後直後から70年代に至るまでの、民間はもちろん国家ベースでの「基本的人権」の侵害を指摘すれば枚挙にいとまがないが、こうした差別的状況がまず存在し、そしてその社会状況と対抗するために「権利」という武器が必要となったといえるだろう。その意味で在日コリアンにとっての市民的権利とは、「管理」される存在ではなく、生活者として存在することを認知されること、すなわち普通の生活を送れる権利そのものだったといえる。この「普通」の状態が進むためには多くの社会運動が必要であったが、1970年代の象徴的な出来事として「日立就職裁判」が指摘できる。この裁判で重要な点は二点ある。それは日本社会には民族による「就職差別」があることを公の裁判という場ではっきりさせ、それが社会的正義にもとると認識されたこと。そして多くの在日コリアンが日本社会において「就職」する機会が保障されていなかったことが、明白になったことである。

また市民的権利の保障を「外国人は基本的人権の享受主体であることが確認されること」と言い換えるならば、一般的にはそのように認められているものの、明確にうたった文言がないという点では問題も残っている(諸岡 2013:198)。例えばマクリーン裁判(1978年)<sup>5</sup>では「外国人在留制度の枠内」での人権保障とされ、あくまで政策内における人権というイメージが付きまとっている。

#### (2) 社会的権利 ~一時滞在から永住市民に向けて~

在日コリアンにとって市民的権利が、(いずれは帰る厄介な存在ではなく)日本社会の構成員としてまず社会に認知されることであったとするならば、社会的権利とは日本国民と同様に社会保障制度が適応されることであろう。1970年代までが市民的権利の獲得期間であるとするならば、1980年代は様々な社会保障を獲得し、安定的な法的地位を得るための期間であったといえる。

この社会的権利の保障が進んだ背景には、国際条約の批准すなわち外圧があった。発端は周知のように 1970 年代後半からはじまるインドシナ難民の問題である。この問題を背景に 1982 年「難民の地位に関する条約」および「難民の地位に関する議定書」に批准し、日本に在住する外国人全般についても、その社会保障の義務が必要になってきた。この難民条約は「第一章、一般規定」「第二章、法的地位」「第三章、職業」「第四章、福祉」「第五章、行政上の措置」「第六章、実施規定および経過規定」「第七章、最終条項」からなっている。特に第四章の福祉については、国内の社会保障制度の整備に影響を与えたと言える。内容は、「配給、住居、公の教育、公的扶助、労働法制および社会保障」についてそれぞれの項目が設けられている(第二十条から第二十四条)。日本政府はこの条約を批准した 1982 年から、国民年金における国籍条項を撤廃して、外国人にも適応することを決めた。また「児童扶養手当法」「特別児童扶養手当法」「児童手当法」もこの年からである。

当時の厚生省は「昭和56年には、難民に対して内外民待遇を行うことを求めている難民の地位に関する条約等に我が国が加入することになったことに伴い、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」(昭和56年6·12法86)が制定された」と述べている(厚生省、1988:1847)。多くの社会保障制度は整備されたものの、問題も残された。例えば移行措置から外れた在日コリアンの無年金者の問題がある。

#### (3) 政治的権利 ~永住市民の権利~

政治的権利は1990年代に争点となった。特に特別永住者の「地方選挙権」をめぐる運動が活発に行われた。まず参政権という語の確認であるが、これは政治に参加するという意味である。政治に参加するということは、「政治的表現の自由、政党結成・加盟の自由、選挙権・被選挙権、請願権、国民投票権が保障される」ということである。その意味で、参政権とは選挙権、被選挙権の保障によって完結するものではなく、その周辺の自由や権利が保障されて初めて効力を持つものといえるだろう(徐1995)。そのため特別永住者の求めた地方選挙権は、外国人/移民が享受できる政治的権利のごく一部を問題にしているといえるだろう。

地方選挙権に関しては、現在も引き続き議論されている。この問題に関していえば特別永住者の みの問題ではなく、国民国家に永住する外国籍者全般の問題だといえる。また国籍取得の問題とも 連動しており、その方針に関しては各国で対応が異なる。ただし基本的に国籍取得を前提とした移 民政策を採用している国では参政権は付与されず、国籍取得のハードルが高い国は比較的参政権を 容認する傾向がある。現在日本においては、移民は認められておらず、これからみていくように国 民になるハードルは高いため、本来ならば参政権に対しては部分的に容認されても不思議ではない。 しかし現状では参政権も、国籍取得も緩和されてこなかった。例えば国籍取得緩和法案も検討され たが頓挫し、帰化モデルの議論も進んでいない。

シティズンシップの議論における政治的権利はすべてが国民(=日本国籍保持者)の権利なのか、 一部は永住者の権利として認められるかは今後も議論されていく問題といえるだろう。ただしその ためには、日本社会全般の「外国人/移民政策」をさらに明確にしていく必要がある。

#### 4 在日コリアンと国籍

#### (1) 国籍問題の発端

在日コリアンの権利拡張史をマイノリティの表舞台とするならば、国籍問題とは語られない裏舞台、すなわち「沈黙の歴史」であったといえる。すでに別稿で指摘しているが、日本国籍取得者は「コリアン」「日本人」のどちらのカテゴリーにも属さない人々であったといえる(佐々木2006a)。つまりコリアンサイドから見れば帰化=民族の裏切り者であり、日本人サイドから見れば同化の完了した者であった。特に1990年代まで「行政指導」という名のもと日本名への変更が勧められ(もしくは強制され)たため、民族的出自を名前に託すこともできなかった。この問題の出発点はやはり、1952年の国籍の一斉喪失(剥奪)であろう。多くの在日コリアンの心情としては、「朝鮮人」とし

てのアイデンティティから、そして帰国予定であったため日本国籍は必要ないと感じていたかもしれない。しかし選択の余地を与えなかったことは、後々問題を引き起こすことになったといえる。また若干ではあったが、在日コリアンの中でも日本国籍を放棄した覚えはなく、国籍喪失(剥奪)自体が不当として争ったケースもある。例えば 1969 年に起こした宋斗会の「国籍確認裁判」がそれである。もっとも一般的には後天的な日本国籍(再)取得=帰化は、苦しむだけのものと思われていた。例えば、親の方針で日本国籍を取得したが、アイデンティティに悩み焼身自殺を図った山村政明の事例が常に参照されていた(山村 1971)。

# (2) 国籍制度の変更と可視化される日本籍コリアン

在日コリアンの国籍取得に関して、大きな転換点となったのは 1980 年後半における「民族名をとりもどす会」の運動であろう。この運動によって、いったん国籍取得の際に日本名に変更させられた人々が、法的に民族名を取り戻すことに成功した。会の中心だった朴は「日本人や同胞社会では日本籍=日本人という思い込みがあり、いくら話してもなかなか理解されなかった」「『同化主義者』『乗り移り主義』『裏切り者』など様々な罵声が浴びせられ、ともすれば孤独な闘いになりがちだった」と述べている(朴、1990:17)。そんな時に十数名の「日本籍朝鮮人」と出会い、1984年4月に氏名変更申し立てを行い、最終的に 1987 年に民族名を取り戻した。

1980年代はまさしく、外国籍者への権利が増大した時期でもあった。特に1984年の国籍法改正によって、それまで父系優先血統主義であったものが両系血統主義にかわった。この背景には女性差別撤廃条約があり、国際結婚において日本人女性から生まれた子どもに母の国籍が付与されないことの不当性が是正されたといえるだろう。それは同時に男系中心の単一民族思想が実質的に崩れ始め、「日本人」の構成は原則的に純血性によって再生産されるという点に楔を打ったともいえる。もっとも当時の法務省民事局第二課長の細川清は明確に、単一民族国家であることが、血統主義を維持することの前提となっていることを示している。『改正国籍法・戸籍法の解説』の冒頭には「我が国は、古代統一国家成立以来単一の言語、文化、歴史を有する単一民族により構成される国家であって、この伝統に由来する『血統』重視の意識は我が国の社会に根強く、いわば、『血統』は日本人又は日本国家の同一性にかかわる問題と意識されている。国籍法における血統主義はこのような伝統、意識に基づくものであって……」と書かれている(細川、1985:8)。

こうしてみると 1985 年時点でも、日本の行政にとって国籍制度はあくまで単一民族神話に基づいたものであり、民族的な同化が完了して初めて許可されるものであるという前提は崩されていないといえる。その意味で民族名=民族的な出自の自己表示が認められたことは、この認識に一石を投じたという意味で大きな出来事だったと考えられる。

# (3) 1990年代の日本国籍取得者の増加

1990年代は政治的権利を求める運動が盛んになったと同時に、日本国籍取得者も増加した。それまで「帰化」は多くの書類を提出させられ、嫌がらせのような調査が入り、名前も変更させられ、さらに個々人ではなく家族で行うものとされていた。このいわゆる処遇政策の一環として帰化行政

は、ニューカマーの増大さらに 1991 年の特別永住者の設定によって徐々に変容していったといえる。すなわち小井土が述べた第 4 の境界は法制度的には変更していないものの、運用上在日コリアンに対してはかなりリベラルになっている。現状では特別永住者の多くは、申請すればほぼ問題なく日本国籍が取得できるのである。

では当事者である在日コリアンにとって国籍取得はどのような問題があるのか。第一に指摘できるのが、民族的なアイデンティティと国籍の関係である。すなわちコリアンとしての出自を大切にして日本社会に生きることは、国籍を変更しないことであるという考え方と、日本国籍を取得してもコリアンとしての民族意識を捨てることにならないという考え方の対立であった。折しも1990年代は地方選挙権運動が盛んになっており、そこでは外国籍のまま政治的権利の一部を獲得することの重要性が増していた。すなわち国籍を取得することで政治的権利を得るのは、参政権運動にとっては根本的に趣旨が異なってしまう。そのため在日コリアン社会の内部でも、日本国籍取得に関してはいまだ賛否両論がある。

例えば「国籍取得権確立協議会(確立協)」という団体は、「民族差別と闘う連絡協議会(民闘連)」から分立した団体であった。1998年の第二回民族差別と闘う実践交流会では「これからの在日をどう生きるか」がテーマとなった。その際「権利としての国籍取得」を目指すことを視野にいれた意見が出た。その後2002年の同大会においては、「国籍イコール民族の思想を脱却しコリア系日本人として生きること」「子どもたちの実態と合わない国籍の保持の問題性」「在日コリアンの中にある『日本国籍保持者』への差別意識、排他性」が議論された。これらの経緯から民闘連内部でも日本国籍取得に関しては賛否両論となり、そこから分離するかたちで2003年に確立協が発足した。会の主旨は日本国籍取得を権利として認めさせ、特別永住者が無条件で日本国籍を取得できることを主張するものであった(佐々木、2006b)。ただしこの運動も昨今の経済不況、新人種主義の台頭により完全に休止状態になっている。

在日コリアンにとっての日本国籍取得は、当事者からすればその歴史的経緯もあり積極的に勧められるものではなかった。しかし自分たちの子孫が、国籍が違うだけで様々な不利を被るならば、この世代で国籍問題は解決しておこうという考えがあった。そして日本国籍は取得しつつも、民族名は使い続けるという、コリア系日本人という生き方を新しく模索するものでもあったといえる。

# (4) 重国籍制度

在日コリアンの国籍を巡る運動によって、移民の社会統合を巡るハードな側面での問題点はほぼすべて焦点化してきた。すなわち外国人/移民の「市民的権利」「社会的権利」「政治的権利」に関する問題点であり、最終的には国民統合への問題点である。またさらに新しい可能性として、重国籍制度議論も日本で行われていることが指摘できる。

日本においては改正国籍法から施行された 1985 年以降, 重国籍になった子ども達が 22 歳を迎え, 国籍選択を迫られている背景がある。すなわち 2007 年にはじめて国籍選択の義務が生じる人が登場する。このことを背景に第 151 回国会(2001 年)衆議院法務委員会には「国籍選択制度・国籍留保届の廃止に関する請願」が提出されている。そして 2003 年国会で重国籍に対する質疑が登場し

ている。2004年には、民主党の松野信夫衆議院議員が法務委員会で、重国籍容認の立場を明確にとった。この質疑の中で論点になったのは「国籍選択の現状」「重国籍を容認しない理由」「国際結婚での問題」「人口減少社会への対応」といった点であった。

重国籍に関しては「休眠中の市民権」の発想を取り入れ、居住国での権利行使を考えれば不都合はあまり考えられない。重国籍を利用した犯罪について指摘もあるが、むしろ「誰が重国籍者であるのか」がほとんどわからなくなっている現状では、管理という側面からは逆に問題が多い。なにより日本以外の国家が重国籍を認めている中で、日本だけが認めないとなると、重国籍を取り締まることは事実上不可能になってくるであろう。重国籍の問題は在日コリアンを含め、ニューカマーの国籍移動、国民編入の議論において中核をなす論点になってくる可能性がある。

# 5 まとめ

本稿を振り返り課題を提出するならば、第一に外国籍者の社会統合に向けた「移民政策」の必要 性が指摘できる。外国籍者の市民的権利、社会的権利は戦後の在日コリアンの運動などにより保障 が完備されてきた。しかし外国籍者が人権の享受主体であることの法的根拠は未だ曖昧であるの で、まずその点を改正する必要がある。また短期滞在型の外国籍者が永住者となる場合の境界は 10年(日本人の配偶者は3年)の滞在期間と、素行要件、生計要件となっている。これに対し、帰化 は滞在10年(日本人の配偶者等3年)の他、素行要件、生計要件、原国籍離脱、能力要件などがあ る。永住許可と帰化許可を考えれば段階的ではないため、例えば5年から10年で永住権を取得でき、 その後一定期間で帰化の権利を有する等の段階的措置の導入も考えられる。当然永住権取得と同時 に地方選挙権を付与され、国籍取得によってすべての参政権が保障されるのが望ましい。そのため 一刻も早く、外国籍者を単なる短期労働者として扱うことをやめ、将来の国民として徐々に編入し ていくシステムを構築していく必要があるだろう。繰り返しになるが、そのためにはすでに在日コ リアンが「移民」として日本社会に定着している事実を認めることから始める必要がある。地方地 域は少子高齢化が進み、多くの産業で次世代の担い手が必要とされている。現在の研修制度ではせっ かく仕事を覚えてもらっても短期で帰国してしまうため、制度を活用することを見直す自治体もあ る。留学制度に関しても、時間をかけ言語・生活習慣になれても就職が厳しいのが現状である。将 来的な生活を考慮した上で、定住、永住できる制度が望まれている。

第二に「多文化共生」「多文化主義」自体を在日コリアンのこれまでの活動から捉え直す必要がある。ほとんど意識されていないが、「多文化主義」「多文化共生」の議論は、すでに在日コリアンの社会運動の中で真剣に取り組まれてきた。昨今の多文化主義、もしくは多文化共生に関してはその発想自体を否定する国民統合の言説があること、また日本の文脈においても政府自体が移民を認めておらず、文化的に多様な社会を構想しようとしない、いわば「多文化主義なき多文化共生」(岩淵、2010)が進んでいることが指摘されている。こうした「うさんくさい多文化共生」とは別に、多くの在日コリアンが実践的に日常的差別を乗り越え、結果として多文化共生してきたことはほとんど無視されたままである。例えば戴はすでに1970年代の民闘連の運動が「日本人」「在日コリアン」

52 Migration Policy Review 2014 Vol. 6 移民政策研究 第6号 53

の権益運動であり、「共に生きる」「共に闘う」という意味で日本の初期の多文化主義運動としてその萌芽を認めている 6。在日コリアンの現在の社会的地位、そしてすでに日本社会から在日コリアン社会を分離することの不可能性、すなわち日本社会に埋め込まれた在日コリアン社会(あるいは日本社会=在日コリアン社会といえるかもしれない)の現状は、現在叫ばれている「多文化共生」の内容を根本から捉えなおす契機になるであろう。もう一度、在日コリアンが社会的にどのような問題にぶつかり、そして闘い、共生を通じて築いてきたもの、そして日本社会が受け入れてこなかったものを精査する必要があるだろう。

最後に昨今の新人種主義的なヘイトスピーチを考えるにつけ、やはり植民地時代の思想、政策をもう一度捉えなす必要性を感じる。本稿では扱わなかったが、植民地主義時代の帝国主義的民族統治、もしくは他民族に対する日常的な差別の構造は、間違いなく日本の外国人政策や日常生活の構造的差別に結びついている。日本人という特定の民族を作り上げる時の言説が、東アジアの他の諸国を「自分たちより劣った存在」として反復されてきたことは周知のことであるが、その思考は無意識にすり込まれているし、政策にも表れているで、例えば、戦後日本の帰化行政は対象者を同化(=日本人化)させること目的としてきたが、これにはまさしく戦中の「一視同仁」の思想が受け継がれている。近代国家を成立させるためにあおり立てたナショナリズム、すなわち「日本人/外国人」の境界は、その内部の多様性にも関わらず未だ強固に政策の中に残っている。グローバル化の反作用としてのナショナルアイデンティティの盛り上がりを見るにつけ、いかに戦後日本社会が、自省的に植民地問題に取り組んでこなかったかがわかる。いずれにせよ、今後日本の移民政策を積極的に展開する意味でも、これまでの在日コリアンの日常的、社会的、政治的活動は必ずその基礎となるものであるし、その点を無視して議論を展開しても、結局うわべだけの議論になり、同じ失敗を繰り返すだけである。

ますますグローバル化する現代において、国際人口移動は必然であるし今後も外国籍者の受け入れ、もしくは受け入れ制限政策を打ち出さなくてはならないだろう。しかし日本が植民地期に行ってきたこと、そして戦後在日コリアンに対して行った処遇政策を常に振り返る必要はあるだろう。そうでなければ、また不幸な人種主義政策に舞い戻る可能性は常に存在している。われわれは移民社会の構想を通じて、過去を真の意味で乗り越え、国民国家の将来を考える必要に迫られているといえる。

- \*1 Joppke はシティズンシップの三つの側面として「権利」「地位」「アイデンティティ」を指摘している。このうち「地位」とは主に国籍に関する議論であり、「アイデンティティ」とは権利と地位の関係から見るものとしている。本稿では紙幅の都合もあり、主に「権利」と「地位」について扱い、「アイデンティティ」に関しては別稿で扱うことにする。また「地位」は日本の文脈に照らし「国籍」とする。
- \*2 例えば伊藤周平 1996 を参照してほしい。
- \*3 市民的要素は個人の自由のために必要とされる諸権利から成り立っている。すなわち人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利である。政治的要素とは政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙するものとして、政治権力の行使に参加する権利のこと。社会的要素とは、経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かちあ

う権利や、社会の標準的な水準にてらして文明市民としての生活を送る権利にいたるまでの、広範囲の諸権利の ことを意味している。

\*4 1947年5月2日に天皇最後の「勅命(二百七号)」として公布発行された「外国人登録令」と、同日内務省令第二十八号として出された「外国人登録令施行規則」によって決定づけられた。

まず「勅令」は「外國人の入國に関する措置を適切に実施し、且つ、外國人に対する諸般の取扱の適正を期する」ことを目的に発せられた(第一条)。この結果、連合国関係者、政府の公務で来日している者を除き、日本国籍を有しないものを「外國人」と定めた(第二条)。さらに、外国人は日本に入国した場合「六十日以内」に、そして「外國人でないものが外國人になったときは十四日以内に、居住地を定め」、市長村に届けなくてはならなくなった(第四条)。また同時に「登録証明書」を携帯しなくてはならず、求められれば呈示しなくてはならなかった(第十条)。そしてなにより、「台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外國人とみなす」と発せられ、台湾人、朝鮮人は「外国人」になった。

- \*5 アメリカ合衆国の国籍をもつ外国人マクリーンは 1969 年に英会話学校の教師をするという在留資格で在留期間 一年として入国した。その後 120 日間の期間更新を許可されたが、さらに一年間の更新を申請したところ、他 の英会話学校へ無届で転職したこと、在留中に、外国人べ平連に所属し、ベトナム反戦、日米安保条約反対、出 入国管理法案反対などを目的とする集会やデモに参加するなど政治活動を行ったことを理由に更新を許可されな かった。在留外国人は原則として在留期間更新を受ける権利を有しており、仮にそうでないとしても、不許可処 分は憲法の保障する表現の自由などを侵害するものであるから違法であるとして、取消を求めて出訴した。結論 は、法務大臣がマクリーン氏に対し在留更新の許可を出さなかったことは、合憲であるというものであり厳しいものとなった。
- \*6 2014年2月9日、長崎大学「東アジアにおける人の移動と多文化共生」に関するシンポジウム報告より。
- \*7 日本の人種主義の成立と、その現代に至るまでの継続性については佐々木 (2013) を参照してほしい。そこでは、 戦後の人種/民族差別の構造的、政策的な体制が植民地期から継続されていること指摘している。

#### 《参考文献》

- 浅川晃広、2003『在日外国人と帰化制度』新幹社
- 朴実、民族名をとりもどす会編、1990『民族名をとりもどした日本籍朝鮮人 ウリ・イルム』明石書店
- Brubaker, R. W. 1992, Citizenship and Nationhood in France and Germany, Cambridge, MA: Haverd Univ.
  Press (=2005 佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション』明石書店)
- 福岡安則, 1993『在日韓国·朝鮮人』中央公論社
- Hammar, T., 1990, *Democracy and the Nation State*, Aldershot: Avebury. (= 1999 近藤敦監訳『永住市民と国民国家』明石書店)
- Heater, Dereck, 1999, What is Citizenship?, Oxford: Blackwell Publishing. (= 2002 田中俊郎・関根政美訳『市 民権とはなにか』岩波書店)
- 細川清,1985「改正国籍法の概要」法務省民事局内法務研究会編『改正国籍法・戸籍法の解説』財団法人金融財政事情研究会、1~40頁
- 伊藤周平, 1996『福祉国家と市民権』 法政大学出版会
- 伊藤るり、1991「〈新しい市民権〉と市民社会の変容」宮島喬・梶田孝道編『分裂と統合のなかのヨーロッパ』 有信堂高文社、85~103 頁
- 岩淵功一, 2010『多文化社会の〈文化〉を問う』青弓社
- 徐龍達編, 1995『共生社会への地方参政権』日本評論社
- Joppke, C, Citizenship and Immigration, London: Policy Press (= 2013 遠藤乾他訳『軽いシティズンシップ』 岩波書店)
- 小井土彰宏編著,2003『移民政策の国際比較』明石書店
- 駒井洋, 1999『日本の外国人移民』明石書店
- 厚生省五十年史編集委員会編. 厚生問題研究会, 1988『厚生省五十年史 記述篇』
- Marschall, T. H. and Bottomore, T., 1992, Citizenship and Social Class, Pluto Press. (= 1993 岩崎信彦/中村健吾訳『シティズンシップと社会階級』法律文化社)

- 李光一, 1995「デニズンと国民国家―西欧諸国における定住外国人のシチズンシップ」『思想』8月号 第854号 岩波書店
- 李洙任/田中宏, 2007 『グローバル時代の日本社会と国籍』明石書店
- 諸岡康子, 2013『ヘイトスピーチとは何か』岩波書店
- 坂中英徳、1999『在日韓国・朝鮮人政策論の展開』日本加除出版
- 佐々木てる, 2006a『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店
- 佐々木てる監修/在日コリアンの国籍取得権確立協議会編,2006b『在日コリアンに権利としての日本国籍を』 明石書店
- 佐々木てる、2013「近代日本の人種主義と植民地政策」駒井洋監修/小林真生編『レイシズムと外国人嫌悪』明 石書店
- Sosyal, Yasemin, 1994, Limits of Citizenship, University of Chicago Press.
- 山村政明、1971『いのち燃えつきるとも』大和書房
- 安田浩一, 2012『ネットと愛国』講談社

# Historical Perspective of Citizenship for Zainichi-Korean:

From the View Point of Right, Nationality and Naturalization

SASAKI Teru

Aomori University

# Key Words: Zainichi-Korean, Citizenship, Embedding to Japanese society of Zainichi-Korean

Discussion of multiculturalism in Japan in recent years, does not refer to Zainichi-Korean research. Because, Koreans society despite the fact that embedded in Japanese society, the Japanese government are seen as not recognized as immigration them. In this paper, we perform a joint foreign / immigrant research in Japan and Zainichi-Korean research. Discussion of citizenship can be handled in a cross-sectional study of both in particular. From the point of view civil rights, social rights, political rights, we will reconsider the foreign policy of Japan in this paper.

Neo-racism and a hate speech are in fashion also in Japan recently. This flow serves as an opportunity which measures how far the multiculturalism advanced so far rooted in Japanese society. Looking back upon Korean research in Japan will improve the old correspondence to various problems, and it serves as an opportunity which begins to make better solution from there.

56 Migration Policy Review 2014 Vol. 6 移民政策研究 第6号 57